

2021年1月13日

札幌市障がい福祉課
御中

一般社団法人児童発達支援連絡協議会
会長 村重 欣延
会員 292 施設一同

新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染者対応等に関する質問状

この度の新型コロナウイルス感染拡大対策に伴う一連の要請や運営基準の柔軟な取り扱いに関する通知など迅速な対応をしていただき、感謝いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い感染者対応、報酬算定の基準、情報提供に関する質問が会員施設から寄せられております。

そこで、当法人では新型コロナウイルス感染拡大に伴う各施設からの質問および感染事案調査を実施いたしました。市に対する質問をまとめさせて頂きましたので質問状を提出させていただきます。

感染者対応

(1) 感染者や濃厚接触者が出た場合の対応について

- ① 利用児の関係者(学校や家族の職場)が感染した場合、事業所利用の制限等の指針がありますか?
- ② 自治体レベルがどこまで下がると定員以上の受け入れの可否
- ③ 事業所利用児童が通う、学校・幼稚園等で濃厚接触者が出た場合(事業所利用児童は濃厚接触者では無い)の事業所の対応方法はありますか?
- ④ 自宅と職場の市町村が違う場合、厚生労働省からの指示が違う時はどちらに合わせるのが良いのでしょうか?
- ⑤ 事業所内で感染が発生した場合は、強制的に営業できなくなるのか?

報酬算定

(2) 報酬算定における基準の確認

- ① 職員が風邪症状があり、PCR 検査を受けていない状態で休んだ場合は、人員基準に影響があるのか? 陽性者がいた時と同様の取扱いとなるのか?
- ② 職員のコロナ感染が確認された場合、療育に関わるスタッフが一定期間減る状況になるかと思えます。その場合は以前と同様に減算にならないという解釈でいいのでしょうか? 減算になる場合の基準があれば教えて頂きたいです。

(3) 例外的な報酬算定は可能か？

- ① 通所児童や保護者にコロナの間接・直接接触者などが出ており欠席されている児童が増加していますが例外的な報酬算定の実施は行われないのでしょうか？
- ② 緊急事態宣言の時のようなオンライン支援は可能か伺いたいです。また再開の可能性はあるのかも合わせて質問させてください。
- ③ コロナ対策で欠席等をした場合、コロナ対策で出席するお子さんより多くなるため大幅な売上げ減になる分の補填として、定員という概念をなくす対応を一時的とかではなく、コロナの治療対策が出来るまでは当面なくすことは出来ないのでしょうか？

(4) 欠席時対応加算の算定は可能か？

- ① 利用児童以外で、保護者様や他児童の保護者様及び通園・通学している施設での感染者が出て、PCR検査の結果待ちの場合の利用欠席については、欠席加算の対象となるか？

情報提供

(5) 感染発生について情報提供について

- ① 幼稚園、保育所、小中高校、他事業所の感染者発生について行政より情報提供が為されないのはなぜですか？ 併用児童が増えており、必ずしも確実な情報が得られないこと、報道にて情報を収集することだと初期対応の遅れが生じます。また、そこから感染拡大しかねないと考えています。個人の特定は必ずしも必要ではないため、報道よりも先に連絡をいただきたいところです。

(6) 感染予防のためのかかりまし費用の助成について

- ① 感染予防の経費（消毒用アルコールやハンドソープ・スタッフのマスク・設備）が負担になってきているのですが補助（現物も含む）などの予定はありますか？

(7) 事業所からの相談窓口の有無について

- ① 風邪の症状（発熱、関、鼻水等）が見られる時に保護者が「コロナが怖いから病院へは行かない。」と言われたが強く受診を促してよいのか？

お問い合わせ先

一般社団法人児童発達支援連絡協議会

H P: <http://www.jihatsuren.jp/>

Mail : info@jihatsuren.jp